

巻十七―二十の成立

近藤 信義

万葉集巻末四巻の成立に関して、徳田浄「万葉集成立攷」（S・40）後藤利雄「万葉集成立論」（S・42）伊丹末雄「万葉集成立考」（S・47）中西進「家持の追憶上・下」（文学S・41、6月・7月）を概略紹介し、これらを下敷きにして、話題を提出することにした。

徳田浄氏は、巻末四巻と以前の十六巻とが成立の年代の違うことを指摘し、その証憑を十三項目に個条的に記した。大略次のようである。

- ①巻一―十六は作歌年代の明らかかなものに頼っていえば天平十六年までの歌をおさめ、それ以後に下らぬが、巻十七以後は、十七の初めの補遺部をのぞけば、みな天平十八年以後の制作、または伝聞の歌である。
- ②巻十七以後は、家持の歌集のような観を呈す。
- ③巻一―十六が先、巻十七―二〇が追撰。
- ④巻十七―二〇は歌ノートというよりも不完全な編集物、家持の手に入らぬものは十七以後にのせていない。
- ⑤知名の歌集はみな巻十六以前である。
- ⑥福曆歌集は天平十六年まで、以後歌集名及び歌集歌なし。天平二〇年のものは家持側の記載。
- ⑦或本歌、一書歌曰、或書歌、或云は巻十六以前
- ⑧巻十六以前と十七以後との両部に、大伴家の人々の歌に異伝がない。
- ⑨分類法が巻十七以後に適用されない。
- ⑩仮字が違ふ。
- ⑪巻一―十六における大伴家持の作品は必ず題詞にその氏名を記しているが巻十七以下四巻はこれを記さぬのが原則。

⑫旅人、憶良、郎女、赤人、家持の作品を巻一―十六までに分載するのにある方針がとられている。

⑬巻一―十六、特に作者不明の巻々は人麻呂歌集にならって編集した跡がみえる。

右の事実の指摘に加えて、更に仮名「特異仮名」をとりあげ

①局所に集中的にみえること

②支、介、川、止、事、司、移、妓、野、などが平安朝に入って盛行した簡易字母であること。

③集中的局所にいわゆる特殊仮字遣の甲乙二類の誤があること。

以上のように内部的検証を徹底させ、その巻末四巻の成立を「天平宝字の末頃に成立したが、その後も手入れがあつて資料の増定されたものもあり、歌詞の書き替えられたものもある」とし、その編纂者を大伴家持とした。

後藤利雄氏は、本撰と追撰の歌巻と、それらが最終的に編纂された時点の成立ととらえた。本撰は、作者判明、及び不明の巻を、それぞれ五回の撰によつたとし、追撰集は家持の手によつたもので、巻十五及び十七以下のものであるとする。この追撰歌巻について

①何故書式を変えたか

②何故分類を施さなかったか。

③記名方針、女性作者名の記し方を何故変えたか。

④何故かくまで家持中心的に傾斜したか。

⑤何故雑歌に厚く、相聞挽歌に薄いのか。

の問を發し、これらを内部検証することによつて「巻十七以下の現存形の大体を成したのは家持であるが、家持としては、別の「大伴家持歌集」とも言うべきものを作る目的でそうしたのであつて、万葉集の一部にする為に成したのではなかったとし、追撰の時期を天平勝宝八歳から九歳以後、天平宝字五年から延暦四年（七五）までの間とした。

伊丹末雄氏は歌集成立の状況を、橘諸兄と大伴家持の政治的紐帯の中にとらえ、元正上皇——橘諸兄——大伴家持（福麿）を結びあわせて心情的な様相の中に歌集成立の動機をとらえようとした。それは特に天平二十年春の元正上皇不予に際して、緊急の歌集上覧の時期ととらえそれが巻十七までに相当するとする。従って伊藤博氏の十六巻本万葉集は否定される。

十七巻本万葉集（原万葉集）は元正上皇の命によって成ったものであって、それは上皇の崩御（天平二十年四月）によって挫折した。その後二十巻とする後の三巻の成立は、大伴家持の不遇時代を経て、宝龜時代に、旧友中臣清麿（右大臣）の勸告に応じて、万葉集の整理と補修が行われたことによるとする。従って十八以後三巻の原形は家持生存中の作業とする。しかしこの追撰部分は、大伴家本万葉集とでも云うべきもので、十七巻までのものと性格が異なる。この私撰集が原万葉と合一して二十巻となるのは後の平城帝の時とする。

中西進氏は、巻末四巻がいかなる編纂物かと問を發し、その資料的性格を具体的に把握していった。即ち

A 第一群 17・三八九〇～三九四二まで（五三首）。天平二年十一月より天平十八年（月未詳）まで。家持越中赴任以前

B 第二群。17・三九四三～19・四二五六まで（三一四首）天平十八年八月より勝宝三年八月まで。家持越中時代。

C 第三群。19・四二五七～20・四三二〇まで（六四首）勝宝三年十月より同六年七月まで。家持少納言、兵部少輔時代。

D 第四群（I）20・四三二一～四四三六まで（一一六首）勝宝七歳二月、三月。防人歌群。（II）20・四四三七～四五一六まで（八〇首）勝宝七

歳四月より宝字三年正月まで。家持兵部少輔、右中弁、因幡守時代。

右の四分類の規準は、家持的なるものと、非家持的なるもの、という観点にたつものである。この四群の性質をもう少し説明するならば、ABC群に対して、D群は、非家持的要素を強く持つものであること。そしてこの

D群の伝承者が大原今城を想定し得ること。これに対して、家持的なる、A群はその筆録者が大伴池主を想定しうること。B群は、それに久米広綱が想定されること。C群のそれは、家持を客観的に記した、家持にかなり近い人間で、大伴宿禰某といった人であること。

これらの資料は、再び家持の手が加わって最終的に四巻に整理されたものであったろうとし、その整備の時期は、宝龜の年であったろうと考える。

右にとりあげた論考は、巻末四巻に対して加えられた内部検証の結果であって、云わば集中の資料の把握の方法である。こうした資料の具体的な確認作業の一つ一つについては、セミナーの討論の対象としては、いささか不向きに思える。そこで提出の仕方は不統一であるが、これらをふまえることにして、討論上、具体性の必要に応じて随時紹介することにした。

そこで論議のきっかけとして次の問題を提出してみたい。

一つは、このように現存する万葉集が、この場合は巻末四巻が、種々な作業的手続きによって、成立したわけである。従って上述の如き資料分析が加えられ、いかに編纂されていたかの説明が求められるわけである。

これには、和歌を蒐集、筆録、確保、編集といった、云わば資料を尊重し、育むといった、労をいとわぬ精神によって支えられているわけである。そこでこのような和歌を包みこもうとするエネルギーは、一体どのようなもので、何に由来しているのだろうか、ということである。それは特に大伴氏という古代的性格を残す民族的性格によって意味づけられようとしているが、このことは家持とどのようにかかわるのだろうか。

一つは、大伴氏と万葉集とのつながりの深さを、例えば伊丹末雄氏は天平末の伴氏の政治状況下に見ようとし、又中西進氏は、光仁朝の伴氏の一陽来復の期に見ようとする。そこで、こうした政治的情勢、或は政治的イ

ンパクトが、歌集編纂といった事業とどのように結びつくのか、ということである。

和歌は、その詠むことのくり返しの長い歴史の中で、いずれ和歌自体の

小 子 の 跡

——日本靈異記上卷第三縁小考——

一

靈異記に開闢神話があるらしいといえ、意外に受け取られるかも知わらない。靈異記は仏教の説教書であり、仏教説話集なのである。そういう性格の作品の中に、神話、とりわけ、この世界の創造を語る神話があるということは一寸考えられないからである。しかし、崩れに崩れたものであるにしても、それを垣間見させてくれる話が見られるようである。上三の話である。

然る後に生まれし児の頭に蛇を纏ふこと二遍、首尾後に垂れて生まる。長大りて年十有餘の頃、朝廷に力人ありと聞きて試みむと念ひ、大宮の辺に来て居り。ここに時に臨みて王の力の當時に秀れたるあり、大宮の東北の角の別院に住む。その東北の角に方八尺の石あり。力ある王、住家より出でてその石を取りて投ぐ。すなはち住処に入りて門を閉ぢ、他人を出入せしめ

要請によって撰集への過程をたどるはずであったのであろうが、そこに、いかなる人の力が、いかなる時に發揮されたのであろうか。

守 屋 俊 彦

ず。小子視て念はく、名に聞えたる力人はこれなりと念ふ。夜、人に見えずその石を取りて投げ益すこと一尺なり。力ある王、見て手拍ち攢ねて、石を取りて投ぐ。小子より投げ益すことを得ず。小子また二尺投げ益す。王見てまた投ぐれども、なほ益すことを得ず。小子の立ちて石を投げし処、小子の跡深さ三寸踐み入り、その石もまた三尺投げ益す。王、跡を見、ここに居る小子、石を投げたりと念ひ、捉へむとして寄れば、すなはち小子逃ぐ。王、小子の逃ぐるを追ひ、小子墻を通りて逃ぐ。王、墻の上を踰えて追ふ。小子もまた、返り通りて逃げ走る。力ある王、終に捉ふることを得ず、我より力益れりと念ひ、更に追はず。

一体、この上三は道場法師の善根奇異譚であるが、次の四つの小話から成っている。

(1) 農夫が報恩として雷から小子を授かる。